

(別紙1)

宮崎県長寿介護課医療・介護連携推進室 藏元 行き

F A X : 0 9 8 5 - 2 6 - 7 3 4 4

E-mail : iryokaigo@pref.miyazaki.lg.jp

ケアプランデータ連携システム活用促進モデル地域づくり
支援事業業務委託に係る企画提案競技についての質問票

会社名	
担当者名	
T E L	
F A X	
E - m a i l	
質問内容	

※受付期限 令和6年10月22日(火)午後5時まで

※送付後は、確認のため、必ず長寿介護課医療・介護連携推進室までお電話ください。

T E L : 0 9 8 5 - 4 4 - 2 6 0 5

(別紙2)

宮崎県長寿介護課医療・介護連携推進室 藏元 行き

F A X : 0 9 8 5 - 2 6 - 7 3 4 4

E-mail : iryokaigo@pref.miyazaki.lg.jp

ケアプランデータ連携システム活用促進モデル地域づくり支
援事業業務委託企画提案競技 参加申込書

会社名		
代表者職氏名		
担当者	部署名	
	役職名	
	氏 名	
	電 話	
	F A X	
	メール	

※提出期限 令和6年10月24日(木)午後5時まで

※送付後は、確認のため、必ず長寿介護課医療・介護連携推進室までお電話ください。

T E L : 0 9 8 5 - 4 4 - 2 6 0 5

企画提案競技の参加に関する誓約書

このたびのケアプランデータ連携システム活用促進モデル地域づくり支援事業業務委託企画提案競技の参加にあたり、次の事項に該当することを誓約します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 宮崎県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者であること
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (4) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (5) 県税に未納がないこと
- (6) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること

令和 年 月 日

宮崎県知事 様

住所 ○○県□□市・・・
氏名 株式会社◇◇◇◇
フリガナ
代表取締役 △△ △△ 印
生年月日 年 月 日